

Ⅱ 廃棄物・リサイクル対策

1 地域循環圏の構築に向けた検討

我が国が持続可能な社会を創り上げるために重要な目標の一つが、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の形成です。その実現に向けて平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」においては、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりの必要性が、新たな課題として提言されました。このため、中部地方環境事務所では、その実現・具体化に向けて、以下の検討を進めています。

① 参考となる事例の調査・分析等

平成20年度に地域循環圏に関する基礎的な調査を実施した結果を踏まえ、21年度には事業系一般廃棄物である食品残さのリサイクルを対象とし、先行的な事例及び排出事業者の調査・分析等を行いました。食品リサイクルを進める上での課題の把握等を実施し、「地域循環圏」を本地域において構築するための方向性等について検討を進めました。

② 食品リサイクルに係るモデル事業等の支援

これらの検討結果を踏まえ、22年度には、食品リサイクルに関するモデル事業を実施することとし、東海3県下において、食品残さの循環に適した地域内での資源利用を可能とし、複数の小売店若しくは外食業が参加できるものとして参加事業者の募集を行いました。その結果、4つのコンソーシアムを組成し、その中からモデル事業を2事業選定しました。モデル事業では、参加事業者と関係行政機関からなる地域協議会を設置しリサイクルループの構築に向けた事業及び協議等を進めるとともに、残りの2つのコンソーシアムをサポート事業と位置付け、関係行政機関との調整等により事業の実現に向けた支援を行っています。

〈平成23年度の施策〉

モデル事業やサポート事業への支援を引き続き行うとともに、その内容の検証、制度的・技術的な課題の抽出、食品リサイクルの実施体制の構築に向けた考え方や可能性に関する評価等を実施します。

また、支援の一環として、食品リサイクルにより生産された農畜水産物への消費者の理解を促進するため、食品リサイクルを表すロゴマークの作成や普及啓発イベントを実施します。

2 地域における3Rの取組の活性化

3Rの重要性を広く普及し、その取組を拡大させるとともに、「循環型社会」の形成を管内の各地域で進めるため、中部地方環境事務所では以下のような施策を行っています。

① 3 R 普及啓発への取組

毎年 10 月の「3 R 推進月間」に合わせ、各地でイベントを開催しています（平成 18 年；名古屋市、平成 19 年；富山県富山市、平成 20 年；長野県長野市及び三重県津市、平成 21 年；長野県長野市及び福井県福井市、平成 22 年；岐阜県岐阜市）。

平成 22 年には、ショッピングセンターのイベントスペースにおいて、地域で活躍されている 3 R 推進マイスター（小林由紀子さん）をお招きし、来場者に 3 R について学んでいただくためのステージイベントを実施するとともに、3 R に関するエコキャラショーや岐阜県内で活動されている団体による 3 R の取組に係る展示を行いました。また、J リーグ 2 部のプロサッカーチームである FC 岐阜とタイアップして、来場者にリユースカップを配布するなどにより、3 R 活動への協力について呼びかけを行いました。

② 各種リサイクル法の施行

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）等の各種リサイクル法の適正な施行を担保し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進するため、関係事業者に対し立入検査を実施し、必要に応じ改善を求めました。（平成 22 年度立入検査件数：123 件）

③ 循環型社会支援事業の実施

NGO/NPO をはじめとする民間団体や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような先進的な事業を公募し実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を発掘・支援するため、「循環型社会地域支援事業」を実施しています。

平成 22 年度に中部地方では、「身近なところでのリサイクルと若者などの就労支援」（特定非営利活動法人 仕事工房ポポロ（岐阜県岐阜市））として、生ごみの堆肥化、アルミ付き紙パックの回収事業等を通じ、地域での生ゴミの循環利用を促進する仕組みづくりに加え、それを社会的弱者の自立・就労につなげる事業が行われました。

④ 使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業

効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討を行うため、住民から排出される使用済小型家電を回収して、分別・解体・破碎・選別などの中間処理、レアメタルの回収及び有害物質の適正処理を行うモデル地域を公募し、「使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業」を実施しています。中部地方では、平成 21 年度に引き続き 22 年度も、名古屋市及び愛知県津島市において事業が行われました。

〈平成 23 年度の施策〉

地域における 3 R の取組の活性化に向けた支援を引き続き実施します。

特に、① 3 R 普及啓発への取組では、「1 地域循環圏の構築に向けた検討」と連携して、食品リサイクルにより生産された農畜水産物を消費者により受け入れていただくためのイベント等を行います。

3 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

我が国における廃棄物の排出量はここ数年横ばいか減少傾向にあり、また、不法投棄の発生件数、残存量についても同様に減少傾向にあります。引き続き廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保していくためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）等に基づき、排出事業者や廃棄物処理業者等を適切に監督・指導していくことが必要です。

このため、中部地方環境事務所では、中部地方全体をとらえた広域的な視点から、域内の各州市と連携して、県や市における監視・指導といった取組の強化・支援を行うこと等を通じ、中部地方の廃棄物の適正処理・不法投棄対策を推進しています。

また、地震や大雨等の災害に起因して一度に大量に発生する廃棄物を適正に処理することは、公衆衛生を確保する観点からも、また速やかな復旧を進める観点からも非常に重要です。これらの廃棄物を処理する市町村に対する支援も行っています。

以下に、平成 22 年度に行った主な施策を紹介します。

①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組

不法投棄監視ウィーク（5月30日から6月5日まで）において、三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動、不法投棄防止を訴求する看板の作製及び設置、全国一斉陸海空集中パトロール並びにPRグッズの配布等による普及啓発等を、関係機関とも連携しながら集中的に実施しました。

②不法投棄監視通報システムの設置

地方自治体が不法投棄等を未然に防ぐため実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する目的で、不法投棄監視通報システム（監視カメラ）を域内 19 団体（20 か所）に順次設置し、不法投棄の監視を行いました。この結果、22 年度においては不法投棄行為者を特定・検挙する等の事例はありませんでしたが（注：20 年度においては 2 か所において行為者を特定）、設置場所での不法投棄が顕著に減少するなど一定の成果がありました。

③ 中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄の未然防止と早期解決に資することを目的として、適正処理の推進に関する専門家を交え、地方自治体の指導的立場にある職員を対象とした連絡会議を開催し、その中で行政処分の指針の正しい解釈や不法投棄の未然防止対策等について意見交換等を行いました。

④ 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催

地方自治体の各出先機関等において産業廃棄物行政を担当する職員のスキルアップを図ることを目的として、日頃から産業廃棄物行政の先頭に立ち職務を遂行している自治体職員を講師として招き、行政代執行事例を基に的確な行政処分の実施の判断に資するための講演会を開催しました。

⑤ 災害廃棄物の適正処理

平成 22 年 8 月に長野県上田市に被害をもたらした豪雨の際に、地元自治体との連携の下で速やかに被害状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理費用に対して補助を行いました。

⑥ 国指定藤前干潟鳥獣保護区内における不法投棄ごみの撤去

国際的に、また全国的な見地から水鳥等の保護のために重要な地区である国指定藤前干潟鳥獣保護区（愛知県名古屋市）の一部において、ごみが不法投棄される状況が生じていました。生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を踏まえた具体的な環境保護活動の一環として、平成 22 年 11 月 19 日に、愛知県、名古屋市と連携するとともに、(社)愛知県産業廃棄物協会の協力を得て、同区内のごみの撤去を実施しました（藤前干潟不法投棄ごみ一掃大作戦）。

〈平成 23 年度の施策〉

廃棄物の不法投棄の撲滅を目指し、①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組、②不法投棄監視通報システムの設置、③中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催、④地方自治体の産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催等の施策を、自治体や各県警察等の関係機関とも協力しながら引き続き実施します。

4 廃棄物等の輸出入への対応

近年、アジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化しています。それとともに、法に基づく手続を経ずに廃棄物等を海外に輸出しようとする事例や、海外に輸出された有害廃棄物等が返送される事例が指摘されています。

このような状況を踏まえ、中部地方環境事務所では、関係する税関等との連携・協力の下、不法輸出入防止に向けた水際対策強化の取組を実施しています。また、事業者が輸出入を行う際の補助となるよう、説明会の開催や輸出入に当たっての事前相談等を通じ、適正な輸出入が行われるよう取組を進めています。

①保税エリアにおける検査

廃棄物処理法や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）に抵触する可能性のある輸出入申告が行われた場合には、税関からの通報を受け、貨物の検査を実施したり、税関による貨物開披検査に立ち会ったりして、適法性の確認を行っています。平成 22 年度は、税関からの依頼に基づく開披検査への立会は 25 件を実施し、うち 3 件に対して廃棄物処理法に基づく注意文書を発出し、5 件に対して口頭注意を実施しました。

②制度の普及啓発

輸出入関係事業者を対象としたパンフレットを作成し配布するとともに、法令の概要を説明する「バーゼル法等説明会」を毎年 1 回開催しています。また、22 年度は豊

橋税関支署及び衣浦出張所において、通関業者等向けに同様の説明会を実施しました。

③事前相談の実施

事前相談は、輸出入者又はその代理者からの相談に応じ、提出された書類に基づいて、輸出等を予定している貨物が廃棄物処理法やバーゼル法の規制対象か否かの判断を回答する行政サービスです。平成 22 年度には 228 件の相談を受けています（平成 19 年度 161 件、平成 20 年度 194 件、平成 21 年度 178 件）。

④愛知県警、関係自治体との自動車解体業者に対する合同立入検査

盗難車の不正な解体輸出を防止するとともに、自動車の解体に伴う適切な環境保全措置の実施を促すため、中古車や解体車の輸出を行う愛知県内の自動車の解体業者の解体事業場に対して愛知県警察と関係自治体と連携して合同立入を実施しました。平成 22 年度には、48 事業者に対して立入を実施し、5 事業者に対して、不適正輸出の疑義があるとして、口頭注意を実施しました。

〈平成 23 年度の施策〉

廃棄物やバーゼル法該当物の不法輸出入の防止に向け、税関職員に対する研修や意見交換会等も実施し、徹底した水際監視を継続・強化していきます。また、各地方税関支署における輸出入関連事業者に対する普及啓発にも力を入れるとともに、事業者からの事前相談に対しては、迅速かつ的確な処理を進めていきます。

5 漂流・漂着ごみ対策

漂流・漂着ごみは、我が国においては、国内起因のみならず、地域によっては外国から大量に漂着しており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の阻害や漁業への被害等の深刻化が指摘されています。

平成 21 年 7 月には、海岸における良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸の環境保全及び再生を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が公布・施行されました。中部地方環境事務所では、同法に基づき各県で設置された海岸漂着物対策推進協議会に参画するとともに助言等を行いました。

〈平成 23 年度の施策〉

海岸漂着物対策に関する基本方針に基づく各県等の地域計画作成に当たり、各海岸漂着物対策推進協議会に引き続き参画し助言等を行います。また、策定された地域計画による各種施策の実施に当たっては、関係機関等との連携を図るとともに、漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援も実施します。

廃棄物・リサイクル対策関連の主な業務の件数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(1) 産業廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進					
①	不適正処理の未然防止・早期発見のための監視・啓発活動	16	26	26	30
	A.自ら実施したパトロール等の実施	0	2	3	4
	B.自治体等実施のパトロール・検問等への支援協力	13	21	20	24
	C.そのほかの取組	3	3	3	2
②	不適正処理現場の現地調査等の実施	6	6	6	9
③	不適正処理に関する一般からの相談、通報の処理	41	37	38	35
④	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	28	29	30	25
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	9	8	6	5
	B.自治体等主催の不法投棄対策等の連絡会議への参加	11	6	5	6
	C.自治体等主催のそのほかの廃棄物対策関連の会議への参加	8	7	16	12
	D.その他	0	0	0	2
⑤	地方自治体等からの各種相談や疑義照会	24	26	35	71
⑥	無害化処理認定制度の事前相談	2	4	3	3
	A.事前相談への対応	2	3	2	2
	B.認定申請の審査	0	1	1	1
(2) 一般廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進					
①	循環型社会形成推進地域協議会への参画	8	11	1	2
②	循環型社会形成推進交付金申請に係る相談等の処理	36	40	50	50
③	汚水処理施設整備交付金申請の処理	0	0	0	0
④	災害等廃棄物処理事業費補助金の査定	10	8	2	1
⑤	災害等廃棄物処理事業費補助金の市町村等向け説明会の開催	2	0	0	1
⑥	下水道法に基づく公共下水道等事業計画に係る協議	5	3	1	2
⑦	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	25	26	26	27
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	0	0	0	1
	B.自治体等主催の会議への参加	1	1	1	1
	C.地方自治体等からの各種相談や疑義照会への回答	24	25	25	25
(3) 廃棄物の輸出入に係る規制の執行					
①	事業者からの輸出入に係る事前相談への対応	203	199	178	228
②	廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入に係る申請処理	5	7	5	5
	A.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認に係る申請処理	5	7	5	5
	B.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸入許可に係る申請処理	0	0	0	0
③	事業者等に対する立入検査、報告徴収等	13	5	18	36
④	バーゼル法に関する事業者向け説明会の開催	1	1	2	3
⑤	未然防止のための対策等	0	0	3	79
⑥	バーゼル物の輸入に係る処分完了通知の受理	0	0	1	1
⑦	バーゼル物の輸入に係る国内処理施設の環境法令違反事例の照会	0	0	1	5
(4) 廃棄物の再生利用等の推進					
①	家電リサイクル法に基づく立入検査等の実施	70	73	68	81
②	自動車リサイクル法に基づく立入検査等の実施	33	34	32	40
③	食品リサイクル法に基づく再生利用事業の登録申請等の受理・審査	10	7	12	17
④	廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度・広域処理認定制度に関する事前相談、現場確認	28	28	20	
⑤	容器包装3R推進環境大臣賞募集受付業務	6	5	3	0
⑥	食品リサイクル法に係る登録再生利用事業者調査	0	0	0	0
⑦	容器包装リサイクル法に係る調査	0	0	0	0
⑧	容器包装リサイクル説明会	1	1	1	1
(5) 地域における3R取組の活性化					
①	NPO、事業者が実施する3R推進のための実証事業の審査	11	5	13	3
②	ごみの減量化や3R推進のための啓発活動の主催(3R推進ブロック大会等)	2	3	5	3
	A.自ら主催・共催したもの	2	3	3	3
	B.他の機関が主催したものにスピーカー・ブース出展等により参加したもの	0	0	0	0
	C.他の機関が主催したものを後援したもの	0	0	2	0
(6) 廃棄物処理業所管大臣としての各種法制度の施行					
①	廃棄物処理業者からエネルギー使用量の報告(省エネルギー法)や温室効果ガス排出量の報告(温暖化対策推進法)等の受理	105	110	110	136
②	中小企業等協同組合法に基づく設立の認可・変更等の申請の処理	11	12	9	24
(7) その他					
①	漂流漂着ごみに関すること	7	9	4	9